

平成23年度 杉並版「事業仕分け」

事務事業等の外部評価

* 日時 7月29日(金)、30日(土)

両日とも午後1時~5時(予定)

* 会場 中棟5階 第3・4委員会室



杉並区

《傍聴される皆様へのお願い》

- 傍聴はお静かにお願いします。
- 会場の入退場・座席は自由です。移動の際は、他の傍聴の方や討議の進行の妨げにならないようお願いします。
- 写真・ビデオ撮影、テープ録音につきましては、事前に受付にて申込みをお願いします。
- 会場内での飲食、喫煙はできません。
- 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- 手荷物・貴重品は各自で管理をお願いします。
- ゼッケン、たすき等の着用や、旗、プラカード等は持ち込まないでください。
- 評価に対する賛成・反対の表明、拍手はしないでください。
- その他、進行の妨げとなる行為はしないでください。事務局の指示に従っていただけない場合は、会場から退場していただくこともあります。
- 事務局職員の指定した場所以外の場所に立ち入らないでください。
- 会場には、報道関係者が入ります。ご了承ください。

※アンケートへのご協力をお願いします。

お帰りの際に、受付の回収箱に投函してください。

※自動車・自転車でお越しの方は、駐輪・駐車券にスタンプ押印をいたしますので、受付にお申し出ください。

事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）日程

【第1日目】平成23年7月29日(金)

会場：第3・4委員会室

開会 13:00

時 間	NO.	評価項目	担当課	ページ
		事務事業名		
13:15~14:05	1	高齢者住宅 高齢者住宅の提供	都市整備部住宅課	5
休憩 5分				
14:10~15:00	2	太陽光発電機器等設置助成 省エネ行動の推進	環境清掃部環境都市推進課	13
休憩 10分				
15:10~16:00	3	すぎなみ環境情報館 あんさんぶる荻窪の維持運営	環境清掃部環境都市推進課	19
休憩 5分				
16:05~16:55	4	教職員研修所 教職員研修所維持運営	教育委員会事務局学務課	25
16:55	まとめ			
17:00	終了			

【第2日目】平成23年7月30日(土)

会場：第3・4委員会室

開会 13:00

時 間	NO.	評価項目	担当課	ページ
		事務事業名		
13:05~13:55	5	区政の広報活動 区政の広報	区長室広報課	35
休憩 5分				
14:00~14:50	6	民営化宿泊施設 保養のための宿泊機会の提供	区民生活部管理課	42
休憩 10分				
15:00~15:50	7	保育施設の利用者負担 保育園運営 民営保育園等に対する保育委託 認証保育所運営 グループ保育室の運営 杉並区保育室の運営	保健福祉部保育課	51
15:50	まとめ			
16:00	終了			

※進行上の都合により、各事業の開始・終了時間が変わることがありますので、ご了承ください。

事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）について

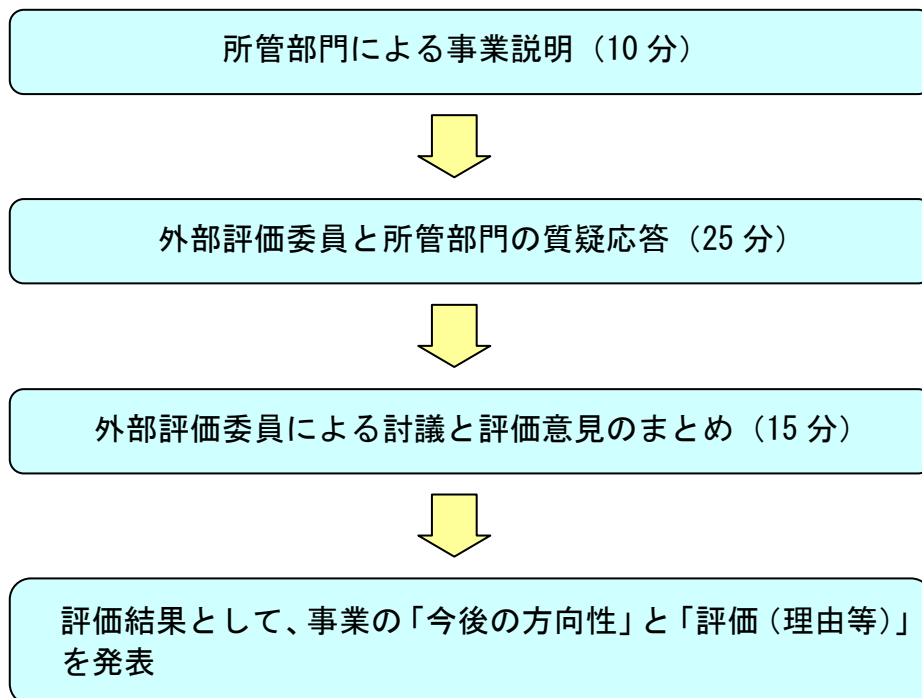
- 新たな区政の展開に向けて、これまでの区政を検証する取組の一環として実施します。
- 評価は、「杉並区外部評価委員会」（学識経験者 5 人）が行います。
- 評価結果は、対象の事務事業を見直すとともに、今後の予算編成および行政計画の策定などに反映させます。

評価対象と選定

評価項目（評価対象事業）は 7 項目です。

評価対象は、事業の目的・内容、実施主体及び実施方法に課題を有する事務事業の中から、区民の関心度合いを考慮し選定しました。

評価の進め方 1 評価項目あたりの評価の進め方は次のとおりです。



*時間は 1 項目あたり 50 分程度を目安としています。

評価結果（評価区分）

評価結果として次のように、事業の「今後の方向性」と「評価（理由等）」をまとめます。

今後の方向性	I 事業の方向性	○廃止 ○拡充 ○現状維持 ○縮小
	II 事業の改善	○事業内容の変更 ○実施方法の変更
評価（理由等）		

【説 明】

1. 事業の今後の方向性については、2段階（I 事業の方向性、II 事業の改善）で評価を行います。

2. < I 事業の方向性 > について

(1) 評価区分は、「廃止」・「拡充」・「現状維持」・「縮小」とします。

○廃止	……	区の負担と責任で実施する事業ではないので廃止する
○拡充	……	コストを増やし、成果をさらに上げる
○現状維持	……	コスト・成果ともに現状を維持する (含む：コストを維持して、成果を上げる)
○縮小	……	コストを減らして、サービスを縮小する (含む：コストを減らして、成果を維持等)

(2) 評価に当たっては、

①区の負担と責任で実施すべき事業か、要否を評価します。

②必要と評価された事業の今後の方向性について、投入する「コスト」と目的達成の「成果」の関係から評価します。(コストに重心を置き評価)

3. < II 事業の改善 > について

(1) 評価区分は、「事業内容の変更」・「実施方法の変更」とします。

(2) I で必要と評価された事業について、事業の改善のために事業内容や実施方法を変更すべきか、その要否を評価します。

評価結果の公表

評価結果は「広報すぎなみ」及び区ホームページに掲載します。また、外部評価委員会の意見を含めた評価結果と区の対処方針については、今年度末に発行する「外部評価委員会報告書」に掲載します。

